

平成29年度入学者に係る教育課程表

授業科目区分	授業科目の名称	授業方法	単位数		看護師	保健師	養護教諭一種	学年配当 (数字は過当り授業時間)												
			必修	選択				1年		2年		3年		4年						
								I	II	I	II	I	II	I	II					
専門実践科目	VI群 (母性・小児看護学)	母性看護学概論	講義	2		◇	□	○			2									
		母性看護学援助論	演習	2		◇	□	○					4							
		母性看護学実習	実習	2		◇	□							6						
		小児看護学概論	講義	2		◇	□	○				2								
		小児看護学援助論	演習	2		◇	□	○						4						
		小児看護学実習	実習	2		◇	□	○							6					
	VII群 (精神・在宅・公衆衛生看護学)	精神看護学概論	講義	2		◇	□	○				2								
		精神看護学援助論	講義	2		◇	□	○						2						
		精神看護学実習	実習	2		◇	□	○							6					
		在宅看護概論	講義	2		◇	□					2								
		在宅看護援助論	講義	2		◇	□							2						
		在宅看護実習	実習	2		◇	□									6				
		公衆衛生看護学概論	講義	2		◇	□					2								
		健康教育論	講義	1		◇	□					1								
		学校保健概論	講義	1		◇	□	○				1								
		災害看護学	講義	1		◇	□										1			
		育統合科目	VIII群 (看護の統合と実践)	基礎ゼミ	演習	2		◇	□		2									
				看護研究 I	講義	2		◇	□						2					
看護研究 II	演習			2		◇	□									2				
リスクマネジメント論	講義			1		◇	□							1						
国際看護学 I	講義			1		◇	□				1									
国際看護学 II	講義				1										1					
看護の統合と実践実習	実習			2		◇	□									6				
目関連科目	IX群 (保健師関連)	疫学	講義	2			□								2					
		公衆衛生看護学活動展開論	演習	2			□								4					
		健康相談活動の理論と実践	講義	2			□	○							2					
		産業保健論	講義	1			□								1					
		公衆衛生看護学実習 I	実習	1			□									3				
		公衆衛生看護学実習 II	実習	4			□										12			
		公衆衛生看護学特論	講義	1														1		
	X群 (養護教諭関連)	学校保健活動論	講義	2				○							2					
		学校保健演習	演習	2				○								2				
		養護概説	講義	2				○							2					
小計				39	20															
合計				102	31															

◇は看護師国家試験受験資格必修科目、◆は看護師国家試験受験資格選択科目 (14単位以上必要)

□は保健師国家試験受験資格必修科目

○は養護教諭免許必修科目、●は養護教諭免許選択科目

平成29年度入学者に係る教育課程表

授業 科目 区分	授業科目の名称	授業 方法	単位数		看護 師	保健 師	養護 免許 一種	学年配当(数字は週当り授業時間)											
			必修	選択				1年		2年		3年		4年					
								I	II	I	II	I	II	I	II				
教職に 関する 科目	教職概論	講義		2			○	2											
	教育原理	講義		2			○	2											
	教育心理学	講義		2			○				2								
	教育制度論	講義		2			○		2										
	教育課程論(道徳、特別活動を含む)	講義		2			○				2								
	教育方法・技術論	講義		2			○					2							
	生徒指導論	講義		2			○				2								
	教育相談(カウンセリングを含む)	講義		2			○			2									
	教職実践演習(養護教諭)	演習		2			○												2
	養護実習(事前事後指導を含む)	実習		5			○												5
	合計			23															

○は養護教諭免許必修科目、●は養護教諭免許選択科目

※ 教職に関する科目を修得しても、卒業要件単位には含まれない。

※ 教育職員免許状を取得するためには、上記科目のほか、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目として、日本国憲法(2単位)、体育(2単位)、外国語コミュニケーション(2単位)、情報機器の操作(2単位)について、指定の科目を修得すること。

また、本学においては、「健康・スポーツ科学Ⅱ(演習)」「健康・スポーツ科学Ⅲ(演習)」のいずれか1科目(2単位)を選択し修得することとする。